

独立行政法人国立大学財務・経営センターの
平成27年度における業務の実績に関する評価

平成28年9月

文部科学大臣

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国立大学財務・経営センター	
評価対象事業年度	年度評価	平成 27 年度（第 3 期）
	中期目標期間	平成 26～27 年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		文部科学大臣		
	法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	国立大学法人支援課、氷見谷直紀
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、信濃正範

3. 評価の実施に関する事項
政策評価に関する有識者会議高等教育科学技術・学術分科会国立大学財務・経営センターワーキングチームを平成 28 年 7 月 8 日に開催し、大学改革支援・学位授与機構の機構長、理事等からヒアリングを実施し必要な情報を聴取した。 有識者からヒアリング結果を踏まえた意見を聴取し、評価を付した。

4. その他評価に関する重要事項
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）を踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日に独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合した。

5. 国立大学財務・経営センターワーキングチーム 委員名簿
主査：山田 礼子（同志社大学社会学部・教授） 河野 陽一（独立行政法人労働者健康安全機構千葉労災病院・病院長） 前田 博（西村あさひ法律事務所・弁護士） 佐野 慶子（佐野公認会計士事務所・会計士）

1. 全体の評価					
評価※ (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		26年度	27年度	28年度	29年度
		B	B	—	—
評価に至った理由	項目別評価は全てBであり、また全体の評価を引き下げる事象もなかったため、本省の評価基準に基づきBとした。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	特になし。
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	監事から意見を聴取し、特段重大な指摘事項はないことを確認した。
その他特記事項	特になし。

※ S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

様式3 中期目標管理法 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1 施設費貸付事業及び施設費交付事業							
（1）施設費貸付事業	BO	BO	—	—	—	1－1	
（2）施設費交付事業	BO	BO	—	—	—	1－2	
2 国から承継した財産等の処理							
（1）旧特定学校財産の管理処分等	BO	BO	—	—	—	1－3	
（2）承継債務償還							
項目評定	BO	BO	—	—	—	—	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※平成25年度評価までの評価は、「文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」(平成14年3月22日文部科学省独立行政法人評価委員会)に基づく。

また、平成26年度以降の評定は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」(平成27年6月文部科学大臣決定)に基づく。詳細は下記の通り。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度		
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項							
1 組織の見直し状況	B	B	—	—	—	2－1	
2 外部委託の検討・実施状況	B	B	—	—	—	2－2	
3 業務情報化の推進状況	B	B	—	—	—	2－3	
4 内部統制の状況	B	B	—	—	—	2－4	
5 客観的な評価・分析の実施及び決算情報・セグメント情報の公表の充実	B	B	—	—	—	2－5	
6 経費の削減状況	B	B	—	—	—	2－6	
7 随意契約の適正化等の推進	B	B	—	—	—	2－7	
8 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合	B	B	—	—	—	2－8	
項目評定	B	B	—	—	—	—	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項							
人件費の削減	B	B	—	—	—	3－1	
短期借入金の借入状況	—	—	—	—	—	3－2	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績	—	—	—	—	—	3－3	
剰余金の使用実績	—	—	—	—	—	3－4	
項目評定	B	B	—	—	—	—	
Ⅳ. その他の事項							
人事に関する計画の策定・実施状況等	B	B	—	—	—	4	
項目評定	B	B	—	—	—	—	

平成25年度評価までの評定	平成26年度評価以降の評定
S: 特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)	S: 中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上)	A: 中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)
B: 中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満)	B: 中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。
C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満)	C: 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)	D: 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－1	1 施設費貸付事業及び施設費交付事業（1）施設費貸付事業				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立大学財務・経営センター 法第 13 条第 2 号	業務に関連する 政策・施策	政策目標 4：個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4－1：大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成 27 年度）4－1 行政事業レビューシート番号 0135
当該項目の重要度、優先度、難易度	重要度：「高」（国立大学附属病院が果たすべき公的使命・役割を着実に実現するために、その基盤となる施設・設備整備に係る資金を貸し付ける本事業は、国民の安心・安全の確保に資する重要な役割を果たすものであるため） 優先度：「高」（国立大学附属病院が果たすべき公的使命・役割を着実に実現するために、その基盤となる施設・設備整備に係る資金を貸し付ける本事業は、国民の安心・安全の確保に資する優先度の高い事業であるため）				

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前中期目標 期間最終年 度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度				2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
施設費 貸付事 業の実 施状況	計画値	—	—	—	—						予算額（千円）	157,921,428	155,820,361			
	実績値	—	73 件	83 件	91 件						決算額（千円）	152,486,869	156,070,703			
	達成度	—	—	—	—						経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220			
貸付対 象事業 に係る 現地調 査の実 施件数	計画値	年間 5 箇所 以上	—	5 箇所	5 箇所						経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638			
	実績値	—	5 箇所	5 箇所	6 箇所						行政サービス実施 コスト（千円）	—	—			
	達成度	—	—	100%	120%						従事人員数（人）	7	7			
投資家 の訪問 件数	計画値	年間 5 箇所 以上	—	5 箇所	5 箇所											
	実績値	—	—	9 箇所	10 箇所											
	達成度	—	—	180%	200%											

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 1 施設費貸付事業及び施設費交付事業 国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、老朽化・狭隘化の解消や教育研究の進展への対応が求められており、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、センターにおいて、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。 ① 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人	Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 施設費貸付事業及び施設費交付事業 （１）施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要資金として貸付けを行う。 ② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。 ③ 貸付けの審査に当たって、個々	Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 施設費貸付事業及び施設費交付事業 （１）施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要資金として貸付けを行う。 また、国立大学法人等のニーズを踏まえた、新たな償還期間の貸付け等について検討を行う。 ② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。 ③ 貸付けの審査に当たって、個々の	＜主な定量的指標＞ 施設費貸付事業の対象である国立大学法人への現地調査実施件数、投資家の訪問件数 ＜その他の指標＞ 施設費貸付事業の実施状況 ＜評価の視点＞ 貸付けの審査に当たり、各法人の収支状況に即した精度の高い審査を実施し、償還確実性が確保されているか	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P24～28	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 27 事業年度に係る業務運営等に関する自己点検・評価フォーマット P19～24	＜評価に至った理由＞ ・文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、国立大学附属病院の施設整備等に必要資金として貸付けを適切に行っている。また、スケジュール管理も含めた適切な執行を行うよう国立大学法人に通知を行い、周知を徹底している。 ・施設費貸付事業の財源として長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行っている。また、資金調達に当たり、金融市場の状況等の把握のため、証券会社等の民間金融機関主催のセミナーに担当職員や役員が参加している。 ・施設費貸付事業については、関係規則に基づき、事業目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、公的使命を果たしているか等を総合的に審査し、適正に実施している。 また、公的使命を加味した新しい関係規則に基づいた審査を平成 26 年 4 月から継続している。 ・貸付事業に係る債権について、債権回収の償還を確実に行之、回収率は 100%となっている。また債権回収の確実性を確保するため、状況報告書や財務諸表等の提出を求め、平成 27 年度は 6 国立大学法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施している。こうした取組により、国への債務償還率も 100%となっている。 ・資金調達に係るセンター債権の発行の際、IR 活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき、最適な投資家層を把握し、地方投資家等を対象に平成 27 年度には 10 箇所実施し	
					＜主要な業務実績＞ ①施設費貸付事業の実績 a 施設費貸付事業の実績 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要資金として貸付けを行った。 なお、翌年度繰越額 4,467 百万円については、当初設計段階では確認できなかった騒音対策・地中障害物除去等の措置を講じる必要性が生じたこと、入札の不落・不調が発生したため不測の日数を要したこと等によるものであり、貸付不用額 2,039 百万円については、病院再開発事業を一時中断したこと、落札価格と予定価格との差額により、貸付けを行う必要がなくなったこと等によるものである。 また、施設費貸付事業の実施に当たっては、適正な執行等に資するよう、以下の取組みを実施した。 ・平成 27 年 5 月、9 月及び平成 28 年 1 月に開催された文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、国立大学法人における施設費貸付事業の適切な事業の執行に資するよう、当センターから国立大学法人の施設担当部課長に対して、年度内に事業を確実に完了させるよう工事進捗状況の管理や、貸付金の使途が貸付対象の要件に該当しているかの確認の徹底等について、周知を行った。 ・当センターは、財務省理財局に対して、当該年度の 2 月上旬までには施設費貸付事業に係る借入金額を確定し報告する必	＜評価と根拠＞ 評価：B ・施設費貸付事業の適切な執行に向けた国立大学法人への周知を行いつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要資金として貸付けを適切に行っている。また、実現はできなかったものの、国立大学法人等のニーズを踏まえた、新たな償還期間の検討を進めた。 ・施設費貸付事業の財源として財政融資資金から長期借入を行うとともに、センター債券の発行により市場から資金調達を行っている。また、資金調達に当たり、金融市場の状況等を常に的確に把握しておくため、証券会社等の民間金融機関主催のセミナーに担当職員や役員が参加している。 ・施設費貸付事業については、関係規則に基づき、事業目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、公的使命を果たしているか等を総合的に審査し、適正に実施している。 なお、大学附属病院における公的使命を加味し、より精度の高い審査基準とした新たな関係規則に基づき平成 26 年 4 月 1 日から実施している。 また、貸付金債権の回収を確実なものとするため、各国立大学法人の貸付事業の実施状況及び担保物件の移動状況等について、償還確実性に影響を与えるような著し		

	に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。 それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施することで、債権の確実な償還に努め、債権を確実に回収する。	の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。 なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。 ④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行うため、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。 ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。 ⑥ センターが蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。	国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。 なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。 ④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。 ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。 ⑥ センターが蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。	要があることから、平成27年8月31日付け事務連絡「平成27年度施設費貸付事業の最終貸付けに係るスケジュールについて」において、貸付事業の執行に当たっては、原則として平成28年1月末日までに契約を完了し、借入額を確定するなど、スケジュール管理も含めた適正な執行を行うよう国立大学法人に通知した。 ・施設費貸付事業についての理解を深めていただくことを目的として、当センターウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行った。 b 新たな償還期間の貸付け等 国立大学法人等のニーズを踏まえた、新たな償還期間の貸付け等については、その需要を把握するために、全国の国立大学附属病院を対象に平成25年度及び26年度の2年度に渡り調査を実施したところであり、当該調査結果を踏まえ、設備整備貸付6年(据置期間1年、半年賦元金均等償還)を新たな貸付けメニューとして更なる検討を進め、また、当センターの債権債務管理についても制度及びシステムの見直しを併せて検討していた。 しかしながら平成27年度において、関係各署と調整を図っていく中で、2つのメニューを並存して計画を立てて実施することの困難さが出てきたことから、実現は難しいとの結論を得た。 ② 施設費貸付事業財源の調達 a 長期借入金 平成27年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から58,789百万円(平成26年度からの繰越額7,932百万円を含む)の長期借入を行った。 b センター債券の発行 上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から5,000百万円の資金調達を行った。	い変動がないこと等について確認している。 ・貸付金の回収の確実性を確保するため、貸付先に払込通知書を発行するとともに、各国立大学法人から状況報告書や財務諸表等の徴取を実施した。また6国立大学法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施している。なお、債権回収及び債務償還についてはともに100%であり、適切に実施している。 ・資金調達に係るセンター債券の発行に際し、IR活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握し、地方投資家等を対象に10箇所実施している。 ・貸付事業を効果的・効率的に行うため、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務にかかる調査、分析、データの取りまとめを行い、当該成果物である「国立大学の財務」を年度末に刊行している。	ている。 ・貸付事業を効果的・効率的に行うため、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務に係る調査、分析、データのとりまとめを行い、成果物である「国立大学の財務」を平成27年度末に刊行している。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ ・全国に展開している国立大学病院への支援のため、低金利での貸付を実施していることは評価できる。 ・各大学の財務状況を数値化するなど、一定の成果を挙げていることは評価できる。調査機能については、統合のメリットをいかして、大学改革支援・学位授与機構の研究開発部と協力するなど、より一層の充実が期待される。 ・大学病院の財務能力向上のため、国立大学法人等のニーズを踏まえた貸付メニューの検討や、繰上償還制度の活用など、より一層の支援体制の充実が望まれる。
--	--	---	---	--	---	--

				センター債券の発行に当たっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問の実施及び関連情報をウェブサイトへ掲載等により、ＩＲ活動（投資家向け広報活動）を積極的に行い、当センターの事業内容や財務状況を公開することで透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を新たに取得した。 なお、債券発行に係る主幹事証券会社の選定については企画競争を実施し、５者から応札があり、うち２者を選定、また、格付機関の選定については、企画競争を前提とした事前公募を行ったところ、新たな応募者が確認されなかったため、第１回債券発行時より継続的に格付けを取得している者と契約を締結した。 【センター債券発行状況】 発行総額（額面価額） 50 億円 格 付 け A A （株）格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ） 引受並びに募集の取扱者 みずほ証券(株)及びＳＭＢＣ日興証券(株) 募集の受託会社 (株)三井住友銀行 ○ 国立大学法人等の資金計画に対する適切な対応 施設費の貸付に当たっては、国立大学法人の資金計画に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は６月以降毎月１回実施した。また、センター債券の発行は、市場環境を勘案して平成 28 年 2 月 9 日に条件決定し、同月 29 日に発行した。 なお、工期の遅延等により借入計画の遅れが生じないよう、各法人から、資金計画表、支払い日程調査表の提出を月に一度求め、当センターにおいて、未契約等が確認された場合には、各法人から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し、確認するなど連絡を密にして対応した。 さらに、資金計画を正確に把握するた		
--	--	--	--	---	--	--

				め、自然災害が発生した場合、工事の大幅な遅延により資金計画の変更が予想されることから、そのような場合には直ちに当センターに報告するよう、国立大学法人に対し、電子メール等にて周知するとともに、当該地域に対しては当センターから個別に状況の確認を行った。 d 金融市場の状況把握 貸付事業に係る資金調達に当たっては、年度末の資金需要に合わせたセンター債券の発行を実施するため、金融市場の状況等を常に的確に把握しておく必要があることから、証券会社等の民間金融機関主催のセミナーに担当職員を参加させた。なお、セミナーには、直接業務を遂行する職員のみならず、意思決定に携わる役員も積極的に参加した。 また、センター債券についての理解を深めていただくことを目的として、ウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行った。 【セミナー参加状況】 ・ 4月14日、7月14日、10月14日：金融市場調査部マクロセミナー（みずほ証券）計10名参加 ・ 4月14日：大和証券セミナー（大和証券）計3名参加 ・ 5月28日：財投機関債初任者向け勉強会（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）計3名参加 ・ 6月3日：金利動向勉強会（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）計16名参加 ・ 6月12日：財務・運用担当者基礎セミナー（みずほ証券）計2名参加 ・ 6月15日：財投機関債初任者向け勉強会（みずほ証券）計2名参加 ・ 7月1日：学校経営セミナー（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）計2名参加 ・ 7月13・14日：証券基礎講座（三菱UFJモルガン・スタンレー証券）計3名参加	
--	--	--	--	---	--

				・ 7 月 17 日：本店経済セミナー（三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券）計 2 名参加 ・ 9 月 3 日：大和証券セミナー（大和証券）計 2 名参加 ・ 1 月 20 日：為替相場セミナー（三菱東京 UFJ 銀行）計 2 名参加 ・ 1 月 20 日：SMBc 日興証券セミナー（SMBc 日興証券）計 1 名参加 ・ 1 月 25 日：新春日本再考セミナー（大和証券）計 2 名参加 ・ 1 月 25 日：本店経済セミナー（三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券）計 1 名参加 ・ 3 月 28 日：金利動向勉強会（三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券）計 15 名参加 ③ 償還確実性の審査等 a 審査に係る規程等 施設費貸付事業については、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準」及び「審査基準等の運用手続き」（以下「関係規則」）に基づき、事業目的及び内容が独立行政法人国立大学財務・経営センター法第 13 条第 2 号に基づき文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、公的使命を果たしているか等を総合的に審査し、適正に実施した。 なお、貸付けの適否を十分に判断できる審査が実施できるよう、民間銀行等の審査手法を参考に、個々の大学附属病院の収支状況等に即した、より適切な審査基準となるよう見直しを行い、加えて、大学附属病院における公的使命を加味した、より精度の高い審査基準とした関係規則を平成 25 年 10 月 1 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から実施した。 b 審査内容		
--	--	--	--	--	--	--

				平成 27 年度は、関係規則に基づき、事業目的及び内容が独立行政法人国立大学財務・経営センター法第 13 条第 2 号に基づき文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、公的使命を果たしているか等を総合的に審査した。特に財務状況の確認に当たっては、個々の大学附属病院の収支状況等に即した審査を実施するため、国立大学法人から提出させる財務諸表等から「債務償還可能額」及び「債務償還可能年数」を算出し、また、貸付金が完済するまでの収支計画を提出させることにより、財務状況の確認を行った。 加えて、大学附属病院には、公的使命を果たしつつ債務を償還していく必要があることを加味し、公的使命に係る項目（教育、研究、診療、地域貢献・社会貢献）について、それぞれの推移等を確認した。 また、これらの審査を確実に実施できる審査体制の構築及び職員の審査能力等の更なる向上を目的として、大学附属病院の経営状況の把握・分析を継続的に実施した。 ○ 貸付金債権の管理 貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付事業状況報告書」等を提出いただき、貸付事業の実施状況及び担保物件の移動状況等について確認を行った。 また、国立大学法人の財務諸表確定後、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程第 15 条に掲げる基準による確認を行い、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認した。 ④ 債権回収及び債務償還の状況 独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程等に基づき、国立大学法人から貸付金の回収を行うとともに、		
--	--	--	--	---	--	--

				財政融資資金に対する長期借入金債務の 確実な償還を実施（回収及び償還は毎年度 9月及び3月）した。 また、回収の確実性を確保するため、貸 付先に払込通知書を発行するとともに、金 銭消費貸借契約に基づき、状況報告書の徴 取（毎事業年度終了後に事業状況報告書及 び事業完了報告書を徴取）、財務諸表等の 徴取（貸付期間中において、毎事業年度終 了後に前年度の決算に関する財務諸表等 を徴取）を実施したほか、6国立大学法人 （北海道大学、福井大学、広島大学、山口 大学、徳島大学、高知大学）に対して、貸 付対象事業に係る現地調査を実施した。 平成27年度の債権回収及び債務償還に ついては、回収率及び償還率はともに 100%である。 ⑤ I R活動の状況 貸付事業に係る資金調達に当たっては、 年度末の資金需要にあわせ、センター債券 の発行を実施しているところであり、債券 の発行に際し、I R活動の一環として実施 している個別投資家訪問については、選定 した主幹事証券会社の販売戦略に基づき 最適な投資家層を把握した上で、センター 債券の起債（平成28年2月）に合わせて 実施した。平成27年度は地方投資家等を 対象に10箇所実施した。 また今年度においては、円滑な起債運営 のみならず、新法人となってからのスムー ズな起債の継続が重要であることから、投 資家と直接対話する主幹事証券会社の販 売担当者に対して、直接説明を実施し、統 合の影響、政策重要性などセンターの理解 を深めていただくことに努めた。 ⑥ 国立大学の財務に係る調査、分析の現 状 貸付事業を効果的・効率的に行うため、 各国立大学法人の前事業年度に係る財務	
--	--	--	--	--	--

					諸表等について、国立大学の財務にかかる調査、分析、データの取りまとめを行い、当該成果物を平成 27 年度末に刊行した。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－2	1 施設費貸付事業及び施設費交付事業（2）施設費交付事業				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立大学財務・経営センター 法第 13 条第 3 号	業務に関連する 政策・施策	政策目標 4：個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4－1：大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	事前分析表（平成 27 年度）4－1 行政事業レビューシート番号 0135
当該項目の重要度、 優先度、難易度	重要度：「高」（学術研究や人材育成の拠点となる国立大学等の基盤となる施設整備に係る資金を交付する本事業は、我が国にとって重要な役割を果たすものであるため） 優先度：「高」（学術研究や人材育成の拠点となる国立大学等の基盤となる施設整備に係る資金を交付する本事業は、我が国にとって優先度の高い事業であるため）				

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
施設費 交付事業の実施状況	計画値	—	—	—	—						予算額（千円）	157,921,428	155,820,361			
	実績値	—	100 件	97 件	93 件						決算額（千円）	152,486,869	156,070,703			
	達成度	—	—	—	—						経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220			
交付対象事業に係る 現地調査の実施件数	計画値	年間 5 箇所以上	—	—	—						経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638			
	実績値	—	12 箇所	14 箇所	14 箇所						行政サービス実施コスト（千円）	—	—			
	達成度	—	—	100%	100%						従事人員数（人）	7	7			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
Ⅲ 国民に対して 提供するサービス その他の業務の質 の向上に関する事 項 1 施設費貸付事 業及び施設費交付 事業	Ⅱ 国民に対して 提供するサービス その他の業務の質 の向上に関する目 標を達成するため とるべき措置 1 施設費貸付事 業及び施設費交付	Ⅱ 国民に対して 提供するサービス その他の業務の質 の向上に関する目 標を達成するため とるべき措置 1 施設費貸付事 業及び施設費交付	Ⅱ 国民に対して 提供するサービス その他の業務の質 の向上に関する目 標を達成するため とるべき措置 1 施設費貸付事 業及び施設費交付	＜主な定量的指標＞ 施設費交付事業の対象 である国立大学法人へ の現地調査実施件数 （年間 5 箇所以上が 100%とする）	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P28～30	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 27 事業年度に係る業務運営等に関す う自己点検・評価フォーマット P25～27	評価 B
					＜主要な業務実績＞ ① 施設費交付事業の実績 文部科学省の施設整備等に関する計画 に基づき、国立大学法人等に対し、施設整	＜評価と根拠＞ 評価：B ・施設費交付事業の適切な執行に向けた国 立大学法人等への周知を行いつつ、文部科	＜評価に至った理由＞ ・施設費交付事業の適切な執行に向けた国立大 学法人等への周知を行いつつ、文部科学省の施 設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人 等に対し、施設整備等に必要な資金として適切 に交付を行っている。

② 施設費交付事業については、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。 なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行う。	事業 （２）施設費交付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間 5 箇所以上の交付先訪問調査を実施する。 ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行う。	事業 （２）施設費交付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。 また、そのために年間 5 箇所以上の交付先訪問調査を実施する。 ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図り、外部有識者、専門家を講師とした研修会等を実施する。	＜その他の指標＞ 施設費交付事業の実施状況 ＜評価の視点＞ 事業の適正な実施に当たり、各法人の事業目的・内容や事業実績等の審査、また予算執行状況等のチェックが適切に行われているか	備等に必要な資金として交付を行った。 交付金の支払いについては、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより行った。 なお、施設費交付事業の実施に当たっては、適正な執行等に資するよう、以下の取り組みを実施した。 - 平成 27 年 5 月、9 月及び平成 28 年 1 月に開催された文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、国立大学法人等における施設費交付事業の適切な執行に資するよう、当センターから国立大学法人等の施設担当部課長に対して、工事進捗状況の管理の徹底と早期執行への協力要請及び施設費交付事業について、補助金適正化法の中でも特に財産処分制限（目的外使用、譲渡、交換、貸付及び担保提供を含む）の関係で事業により取得した 50 万円以上の財産を処分する場合は、事前に当センターの理事長の承認が必要となる旨説明を行い、周知した。 - 施設費交付事業についての理解を深めていただくことを目的として、ウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行った。 ② 施設費交付事業の適正な実施 施設費交付事業の実施に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター法及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」、さらには「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱」等に基づき、交付対象事業の適正な実施の確保を図った。具体的には、当センターは、国立大学法人等から、法人名、事業名、交付申請額、事業の目的と内容などが記載された交付申請書の提出を受け、①交付申請額が予算の範囲内か、②事業の目的・内容が文部科学大臣	学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行っている。 - 各国立大学法人等の交付申請額や事業目的・内容の審査と交付決定後の事業実績の審査を適切に行っており、また、14 国立大学法人等に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施するなど、施設費交付事業に係る予算執行の適正を期している。 - 国立大学法人等が保有している未利用の土地、建物等の資産の有効活用や施設費交付事業の財源確保等の検討を行うために、外部有識者、専門家等を講師として、「資産活用に関する勉強会」を開催し、交付事業財源の確保に向けた検討を進めている。	- 施設費交付事業の実施にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱」等に基づき、交付対象事業の適正な実施の確保を図っている。また、事業完了後には、各国立大学法人等から提出される実績報告書について、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行っている。 - 施設費交付事業に係る予算の適正に期するため、平成 27 年度は 14 国立大学法人等に対し、施設費交付事業に係る現地調査を実施している。 - 国立大学法人等が保有している未利用の土地、建物等の資産の有効活用や施設費交付事業の財源確保等の検討を行うために、外部有識者、専門家等を講師として、「資産活用に関する勉強会」を実施している。勉強会には、センター職員の外、文部科学省、都内の国立大学法人等の関係者も参加し、平成 27 年度には 3 回開催している。 - 平成 28 年度からの国立大学法人等の自己収入等の獲得額等を考慮した交付金の配分方法へ見直しを行っている。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ - 引き続き必要に応じた有効的・適確的な実地調査の実施が望まれる。
--	---	---	---	--	---	---

				の施設整備等に関する計画及び文部科学大臣の定めに合致したものか等について審査し、適正と認められることを確認し、交付決定を行った。 また、当該事業完了後には、各国立大学法人等から提出される実績報告書について、①当該報告事業が上記法令等に反することなく実施されたか、②当該報告事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行った。 これらのほか、施設費交付事業に係る予算の執行の適正を期するため、14 国立大学法人等（北海道大学、帯広畜産大学、筑波技術大学、福井大学、静岡大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、広島大学、山口大学、徳島大学、高知大学、北陸先端科学技術大学院大学、人間文化研究機構、情報システム研究機構）に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施した。 なお、現地調査実施に当たっては、施設費交付事業の財源が国立大学法人等の土地処分収入によるところから、当該法人における土地処分等の計画についても聴取し、状況把握に努めた。 ③ 施設費交付事業の財源の確保 国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部を当センターに納付する仕組みとなっており、平成 27 年度は、17 国立大学法人等から 673 百万円が納付された。 また、当センターが継承した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、5 月に国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館に土地持分を売却したことによる代金 3,010 百万円及び当センターが所有し、同法人に賃貸している未売却分の土地使用料として 182 百万円（※ 1）の収入を得ており、さらには、	
--	--	--	--	--	--

					施設費交付事業の財源とするために資金を運用し、11 百万円（※2）の運用収入を得た。 なお、国立大学法人等が保有している未利用の土地、建物等の資産の有効活用や施設費交付事業の財源確保等の検討を行うために、外部有識者、専門家等を講師として、幅広く資産の活用に関する内容について研修会等を実施することとし、平成 27 年度は資産活用に関する勉強会を 3 回開催した。勉強会には、当センターの職員の外、文部科学省、都内の国立大学法人等の関係者も参加し、活発な意見交換が行われた。 さらに、平成 28 年度からの国立大学法人等の自己収入等の獲得額等を考慮した配分方法へ見直しを行った。 ※1：土地使用料 182 百万円のうち 51 百万円は、当該土地に係る固定資産税相当分であり、その差額 132 百万円が、施設費交付事業の財源となる。 ※2：11 百万円は平成 27 年度における現金収納額。そのほか、平成 28 年度に満期となる国債及び譲渡性預金に係る利息（6 百万円）がある。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1―3		2 国から承継した財産等の処理（1）旧特定学校財産の管理処分等（2）承継債務償還			
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人国立大学財務・経営センター法附則第11条第1項	業務に関連する政策・施策	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—
当該項目の重要度、優先度、難易度	重要度：「高」（旧特定学校財産は売却益を国立大学等に対する施設費交付事業等の財源に充てており、我が国の学術研究や人材育成にとって重要な役割を果たすものであるため）				

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度				26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
東京大学生産技術研究所跡地の売却持分比率	計画値	—	—	—	—						予算額（千円）	157,921,428	155,820,361			
	実績値	—	68.4%	73.9%	79.0%						決算額（千円）	152,486,869	156,070,703			
	達成度	—	—	—	—						経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220			
承継債務償還率	計画値	—	—	100%	100%						経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638			
	実績値	—	100%	100%	100%						行政サービス実施コスト（千円）	—	—			
	達成度	—	—	—	—						従事人員数（人）	7	7			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるものを合算

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 2 国から承継した財産等の処理 ① 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1	Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため 2 国から承継した財産等の処理 （1）旧特定学校財産の管理処分	Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため 2 国から承継した財産等の処理 （1）旧特定学校財産の管理処分	Ⅱ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するため 2 国から承継した財産等の処理 （1）旧特定学校財産の管理処分等	＜主な定量的指標＞ 東京大学生産技術研究所跡地の売却持分比率 国から承継した債務の 確実な償還及び利子の 支払い ＜その他の指標＞	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成27年度業務実績報告書 P30～31	＜自己評価書参照箇所＞ 平成27事業年度に係る業務運営等に関する自己点検・評価フォーマット P28～29	評価 B
					＜主要な業務実績＞ （1）① 東京大学生産技術研究所跡地の状況 東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度より独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で、分割し	＜評価と根拠＞ 評価：B ・東京大学生産技術研究所跡地については、順調に売却が進んでおり、未売却の土地については、使用契約を締結し、使用料を徴収している。また、平成25年度に処	＜評価に至った理由＞ ・東京大学生産技術研究所跡地について、独立行政法人国立美術館に対して、予算に応じた分割売却を行い、順調に売却が進んでいる。未売却の土地については、使用契約を締結し、使用料を徴収している。売却は順調に進んでおり、今後も着実に実行していくことが期待される。 ・平成25年度に処分が完了した広島大学本部地

	号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。 ② 国立大学法人法附則第 12 条第 1 項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。	国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。 なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。 （２） 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。	① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。 ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。 （２） 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する 43 国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。	特になし ＜評価の視点＞ 承継財産の適切な管理・処分ができていますか 承継債務について、各法人からの適切な回収と償還ができていますか	て持分売却を行っている。 平成 27 年度は、５月 1 日に持分 154,677/2,997,481 を 3,010 百万円で売却。これにより、売却持分累計比率は 79.0%となり、未売却持分比率は 21.0%となった。 未売却の土地については、独立行政法人国立美術館と使用契約を締結し、使用料（182,301 千円）を徴収している。（※１） なお、平成 28 年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続き機構持分を売却していく予定である。売却完了時期については、予算額や土地価格の変動に左右されるが、平成 32 年度に完了する見込みである。 ※１：土地使用料 182 百万円のうち 51 百万円は、当該土地に係る固定資産税相当分 ②広島大学本部地区跡地処分後の状況 平成 25 年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置づけられており、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが本趣旨に沿い事業実施計画を作成し、市及び大学に提出。平成 26 年 7 月、市及び大学はこれを承認し、当センターも不動産売買契約書に基づき、同日付でこれを承認したところであるが、建設費の高騰や労務不足の影響による事業スケジュールの変更等について事業者より申し出があり、平成 27 年 6 月 30 日、市及び大学はこれを承認し、当センターも不動産売買契約書に基づき、同日付でこれを承認した。（再掲） （２） 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、43 国立大学法人から納付され	分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。 ・平成 27 年度の債権回収及び債務償還については、回収率及び償還率はともに 100%であり、適切に実施している。 区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。 ・国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、財政融資資金への償還を実施し、平成 27 年度の国立大学法人からの回収及び承継債務の償還については、回収率及び償還率はともに 100%である。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	--	--	--	---

					る金銭を徴収し、財政融資資金への償還を実施（回収・償還は毎年度 9 月及び 3 月、あるいは 5 月及び 11 月）している。 平成 27 年度の国立大学法人からの回収及び承継債務の償還については、回収率及び償還率はともに 100%である。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1	1 組織の見直し状況		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報)
組織・業務の見直しに資する各種会議の開催	年度計画値	—	—	—	—				
	実績値	—	—	46 回	47 回				内訳：運営評議会（2 回）、連絡会議（16 回）、戦略会議（20 回）、国立大学財務・経営支援懇談会（1 回）、国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG（8 回）
	削減率	—	—	—	—				
	達成度	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅱ 業務運営の効率化等に関する事項 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人等及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施し得る機能的・効果的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的な執行を推進する。 また、センターの行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。 また、法人の行う	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。 また、法人の行う	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 組織・業務の見直しに資する各種会議の開催 ＜評価の視点＞ 確実な事業の実施に必要な体制を維持しつつ、組織・業務の見直し・重点化に資する取組を進めているか	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P14～16	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績に対する自己評価書 P1～4	評価	B
					＜主要な業務実績＞ （１）役員の状況 平成 27 年度の役員の状況については、前年度に引き続き、理事長、理事及び監事 2 名（非常勤 2 名）の体制を維持した。 （２）事務組織の状況 平成 27 年度は、総務部長 1 名、審議役 1 名、総務課 6 名、施設助成課 8 名の計 16 名（対前年度比 2 名減、文部科学省行政実務研修生及び育休職員を除く）の体制で各事業を実施した。 （３）運営組織の状況 理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確か	＜評定と根拠＞ 評定：B ・大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成 26 年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施することを目的として、必要な人員を確保しつつ、業務を実施している。 ・効率的かつ効果的な事業推進のため毎週開催している戦略会議や隔週で開催している連絡会議において、各種事業の実施状況に関する情報交換等を行うとともに、各課で連携を図りながら事業展開や諸課題に対応するための意見交換等を行い、その結果については職員に周知し、情報共有と意思決定の迅速化に繋げている。		

	直し等により、重点化、効率化を進める。 なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。	業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。	業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。	つ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めた。 ○ 運営評議会 理事長に対し助言を行う「運営評議会」（国立大学学長、学識経験者等 15 名で構成）を平成 27 年 6 月及び平成 28 年 3 月に開催した。 平成 27 年 6 月には、平成 26 年度事業の実施状況及び平成 26 年度財務諸表等について、審議を行った。また、平成 28 年 3 月には、平成 27 年度事業の進捗状況等について審議を行った。 ○ 連絡会議 理事長の下、役員（監事含む）、課長以上の職員で構成する「連絡会議」を毎月 2 回定期的に開催している。 連絡会議では、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各課所掌の事業に取り組むこととしており、各種事業の実施状況に関する情報交換等を行うとともに、各課で連携を図りながら事業展開や諸課題に対応するための意見交換等を行った。 また、その結果については、同会議メンバーから各課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化に繋げた。 ○ 戦略会議 理事長の下、役員及び課長以上の職員で構成する「戦略会議」を平成 24 年度から引き続き毎週定期的に開催した。 センターでは「連絡会議」を役員会として位置付け、主として行事予定、主要業務の意見交換・報告等が行われているのに対し、「戦略会議」は、理事長のリーダーシップの下、今後のセンターの懸案事項等に関してブレインストーミング（集団発想法）的な会議形態を用いて各種対応案を検討した。	・運営評議会や国立大学財務・経営支援懇談会、病院経営分析検討チームにおいて、国立大学法人等の立場から提言いただくとともに、当該意見・情報を集積し、今後のセンターの事業展開や施設費貸付事業による国立大学附属病院の公的使命機能の向上に活かしている。 ・国立大学協会と定期的に意見交換を行っているほか、国民や投資家からの意見聴取を行い、法人の業務に対するニーズの把握に努めている。 ・センター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について」を平成 26 年 4 月に策定し、本方針に基づき、平成 27 年度は金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に 38 件延べ 104 名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革が図られている。	学位授与機構との統合に向けた動き及び国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等についての検討状況等について議論がなされ、今後のセンターの事業展開について活かすように努めている。 ・国立大学附属病院の公的使命機能の向上を図るため設置した、「病院経営分析検討チーム」内に「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」を平成 27 年 5 月に設置している。センターが中心となり、国立大学法人の財務諸表等から見た病院経営のアラームとなる財務指標（危険信号の読み取り方）及びその可視化の実現に向けた検討を行い、平成 27 年度末までに 8 回開催し、国立大学附属病院長会議等において報告を行っている。 ・国立大学協会と定期的に意見交換を行っているほか、国民や投資家からの意見聴取を行い、法人の業務に対するニーズの把握に努めている。 ・法人の業務、マネジメントに関しては、国民・利用者からの意見を聴取するなど、事業の透明化を図っている。また、法人業務に対するニーズ把握についても、国立大学法人等や一般からの意見聴取を実施している。 ・センター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について」を平成 26 年 4 月に策定し、本方針に基づき、平成 27 年度は金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に 38 件延べ 104 名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革が図られている。 ＜今後の課題＞ 特になし。
--	---	---	---	---	---	---

				（４）法人業務に対するニーズを把握して、業務改善を図る取組 ○ 国立大学財務・経営支援懇談会 当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を平成 27 年 10 月に開催した。 なお、平成 27 年度は、大学評価・学位授与機構との統合に向けた動き及び国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等についての検討状況等について議論がなされた。これを受けて、今後のセンターの事業展開について活かすように努めた。 ○ 病院経営分析検討チーム 当センターが実施する国立大学附属病院に対する施設費貸付事業により国立大学附属病院の公的使命機能の向上を図るため設置した、「病院経営分析検討チーム」内に「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG（以下「病院の財務・経営分析WG」）」を平成 27 年 5 月に設置し、国立大学附属病院を取り巻く状況を踏まえ、センターが中心となり、国立大学法人の財務諸表等から見た病院経営のアラームとなる財務指標（危険信号の読み取り方）及びその可視化の実現に向けた検討を行うこととした。本WGは、平成 27 年度末までに 8 回開催し、その取組内容について、2 月 19 日開催の全国国立大学病院事務部長会議総務委員会及び 3 月 4 日開催の国立大学附属病院長会議常置委員会において報告を行った。 病院経営分析検討チームについては、9 月 25 日及び 2 月 18 日の 2 回開催し、センターを取り巻く状況について説明をしたほか、病院の財務・経営分析WGの取組状況等について委員に説明のうえ、今後のセ	＜その他事項＞ ・「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WGで検討を進めた、病院経営のアラーム等の効果が国立大学法人の病院運営に活用されることが望まれる。
--	--	--	--	--	---

				ンターの在り方等について議論がなされた。 ○ 一般社団法人国立大学協会との連携 当センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開が行えるよう、国立大学協会との連携を図るため、毎月定期的に意見交換を実施する等、高等教育及び国立大学法人等に関する情報の把握に努めた。 ○ 国立大学財務・経営センターシンポジウムの開催 平成 28 年 4 月に大学評価・学位授与機構と統合し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がスタートすることを記念し、平成 4 年の国立学校財務センター設置からこれまでのセンターの実績を振り返るとともに、今後の国立大学法人の財務・経営改革にかかる検討に資するため、国立大学財務・経営センターシンポジウムを平成 28 年 2 月 23 日に開催し、文部科学省、国立大学法人及び関係機関等からおよそ 250 名の参加があった。 ○ 国民・利用者等からの意見聴取等 当センターの業務・マネジメントに関し、国民・利用者からの意見を聴取するため、ウェブサイトにおいて、随時意見募集を行った。（これまで意見なし。） また、センター債券の発行に際し、IR 活動の一環として実施している個別投資家訪問を通して、当センターの組織・運営のマネジメントについて投資家の意見等を聴取するなど、法人業務に対するニーズ把握について、国立大学法人等や一般からの意見聴取も実施した。 （５）法人における職員の積極的な貢献を促すための取組 ○ 職員に対する研修等の推進 平成 26 年度に策定した「職員の今後の人事の在り方について」に基づき、可能な限り研修等に参加させることとしており、		
--	--	--	--	--	--	--

				平成 27 年度は、金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に 38 件延べ 104 名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革を図った。 また、職員が各自の業務について要点をまとめプレゼンテーションを行うことにより、互いの業務内容について理解を深めつつ、業務で必要となるコミュニケーション能力の向上を図るための自己研鑽研修を実施した。 さらに、業務に関し、役員による講話を 1 回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させた。 ○ 節電及び経費の削減・効率化のための意見募集 平成 27 年度においても、昨年度に引き続き、地球温暖化防止及び節電の取組の重要性を考慮し、業務に支障がない範囲において、電力の使用抑制を積極的に実施することを目的とし、「国立大学財務・経営センターにおける自主的な無駄の削減への取組について」（平成 21 年 10 月 1 日付け理事長決定）を踏まえ、職員から意見募集を行った上で、「夏期節電計画」（5 月 1 日から 10 月 31 日）及び「冬期節電計画」（12 月 1 日から 3 月 31 日）を定め、節電及び経費の削減・効率化を図った。 なお、夏期節電計画の実施期間中における電気使用量は、対前年度同期比 405KW（0.8%）増であったが、冬期節電計画においては対前年度同期 1,731KW（4.1%）減となった。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
2－2	2 外部委託の検討・実施状況			
当該項目の 重要度、難易度	—		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報)
	—	年度計画値	—	—	—	—				
		実績値	—	—	—	—				
		削減率	—	—	—	—				
		達成度	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅱ 業務運営の効率化等に関する事項 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人等及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施し得る機能的・効果的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的な執行を推進する。 また、センターの行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進め	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 適切な外部委託の推進により効率化が図られているか	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P16	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績に対する自己評価書 P5	評価	B
					＜主要な業務実績＞ ○ 外部委託の効率化の状況 学術総合センターの維持管理について、前年度から引き続き外部委託を実施した。 主なものは以下のとおりであり、学術総合センターを区分所有している 4 機関が一括複数年契約（3 ヶ年）を行いスケールメリットによる効率化を図っている。 なお、建物管理業務については、今年度新たに業務内容を一部追加しているため対前年度増となった。また、庁舎内清掃業務委託については、契約期間中の支払額が毎年度毎に異なる契約内容となっている。 ・学術総合センター建物管理業務 平成 27 年度支出額 10,310 千円（対前年度 107 千円増） ・学術総合センター庁舎内清掃業務委託 1,887 千円（平成 25 年度）	＜評価と根拠＞ 評価：B ・学術総合センターの維持管理について、前年度から引き続き学術総合センターを区分所有している 4 機関での一括契約により、スケールメリットによる効率化が図られている。	＜評価に至った理由＞ ・学術総合センターの維持管理について、前年度から引き続き学術総合センターを区分所有している 4 機関での一括契約により、スケールメリットによる効率化が図られている。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	

	る。 なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。				1,998 千円（平成 26 年度） 2,056 千円（平成 27 年度）		
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2－3		3 事務情報化の推進							
当該項目の 重要度、難易度		—					関連する政策評価・ 行政事業レビュー		—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報)
	—	年度計画値	—	—	—	—				
		実績値	—	—	—	—				
		削減率	—	—	—	—				
		達成度	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	Ⅱ 業務運営の効率化等に関する事項 2 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 3 情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 3 情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ 事務情報化とセキュリティ対策の状況 ＜評価の視点＞ 事務処理の効率化と情報セキュリティ対策の向上が図られているか	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P16	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P6	評価	B	＜評価に至った理由＞ ・「国立大学財務・経営センター情報システム整備推進計画」を策定し、これまでの物品購入等に係る事務処理の電子決裁等を引き続き運用した。 ・他機関で発生した情報漏えい事案を受け、センター役職員に対し、情報セキュリティに関する研修を実施し、意識高揚を図っている。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ ・情報セキュリティのより精緻化が望まれる。
					＜主要な業務実績＞ ○ 事務情報化の推進状況 平成 27 年 9 月に「国立大学財務・経営センター情報システム整備推進計画」を策定し、これまでの物品購入等に係る事務処理の電子決裁等を引き続き運用した。 また、他機関で発生した情報漏えい事案を受け、平成 27 年 8 月にセンター役職員に対し、標的型メールへの対応を中心に、情報セキュリティに関する研修を実施した。 情報セキュリティ等を踏まえつつ、平成 28 年 4 月の大学評価・学位授与機構との統合も見据えた連携可能な各種システムの構築に努めた。	＜評価と根拠＞ 評価：B ・「国立大学財務・経営センター情報システム整備推進計画」を策定し、これまでの物品購入等に係る事務処理の電子決裁等を引き続き運用した。 ・他機関で発生した情報漏えい事案を受け、センター役職員に対し、情報セキュリティに関する研修を実施し、意識高揚を図った。			

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－4	4 内部統制の状況		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報)
監事監査の実施回数	年度計画値	—	—	—	—				
	実績値	—	年 2 回	年 2 回	年 2 回				
	削減率	—	—	—	—				
	達成度	—	—	—	—				
内部監査の実施回数	年度計画値	—	—	—	—				
	実績値	—	年 4 回	年 5 回	年 5 回				
	削減率	—	—	—	—				
	達成度	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	Ⅱ 業務運営の効率化等に関する事項 3 理事長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、内部統制の充実・強化を図る。	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 4 理事長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、組織にとって重要な情報の把握及び役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図る。また、監事による監査や会計監査	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 4 内部統制の充実・強化については、業務方法書等において定められた事項について、法令等を遵守しつつ、有効かつ効率的に業務を行うため、「内部統制の基本方針」を定め、リスクを把握するための業務フローを作成する	＜主な定量的指標＞ 監事監査の実施回数 内部監査の実施回数 ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 監事監査や内部監査等を通じ業務の適正な執行が図られているか	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P16～19	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P7～10	＜評価に至った理由＞ ・平成 27 年 4 月付けで「独立行政法人国立大学財務・経営センター内部統制の基本方針」を策定し、リスク要因の把握、リスク発生原因の分析に資するため、業務部門毎の業務フロー図を作成している。また、災害、事故等の非常時における体制を整備するため、「独立行政法人国立大学財務・経営センター業務継続計画（BCP）」を策定し、危機管理体制の整備を進めている。 ・少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底している。また、平成 28 年 2 月に製作・発行された「大学病院の現状」は本センターの事業に関する広報活動として大いに貢献	
					＜主要な業務実績＞ ○ 独立行政法人国立大学財務・経営センター内部統制の基本方針等の策定状況 中期目標及び業務方法書等に基づき、法令等を遵守しつつ有効かつ効率的に業務を行うため、平成 27 年 4 月 1 日付けで「独立行政法人国立大学財務・経営センター内部統制の基本方針」を策定した。また、平成 27 年 9 月には、リスク要因の把握、リスク発生原因の分析に資するため、業務部門毎の業務フロー図を作成するとともに、災害、事故等の非常時における体制を整備するため、「独立行政法人国立大学財務・	＜評価と根拠＞ 評価：B ・「独立行政法人国立大学財務・経営センター内部統制の基本方針」を策定し、リスク要因の把握、リスク発生原因の分析に資するため、業務部門毎の業務フロー図を作成するとともに、災害、事故等の非常時における体制を整備するため、「独立行政法人国立大学財務・経営センター業務継続計画（BCP）」を策定し、危機管理体制の整備を進めた。 ・監事監査結果については、監査結果を理		

		人による法定監査により、センターの業務運営全般について厳格なチェックを行う。	とともに、災害、事故等に備えた事業継続計画（BCP）を作成する。また、監事や会計監査人が行う監査では、業務及び会計の両分野における結果を適切に反映させ、業務改善に資するとともに、内部監査についても一層の機能強化を図る。	経営センター業務継続計画（BCP）」を策定し、全役職員に対し研修を実施するなど、危機管理体制の整備を進めた。 ○ 法人の長のマネジメント環境の整備 予算・人事等の決定手続きについては、原則としてすべて理事長の決定により実施した。ただし、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「文書処理・決裁規則」に基づき、部課長の専決により実施した。 ○ 法人のミッションの周知・徹底 連絡会議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底した。 また、平成 27 年度には、業務に関して、役員による講話を 1 回実施し、内部統制の強化及び職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させた。 これらのほか、平成 25 年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、「理事長のページ」を作成し、当センターのウェブサイトに掲載しており、外部に当センターのミッション等を発信するとともに、当センターの全役職員が閲覧することで法人のミッションの共有化を図った。 （これまでに 13 号既刊。） このほか、引き続き、文部科学省監修のもと、国立大学附属病院の現状等を収集した「大学病院の現状」を平成 28 年 2 月に製作・発行し、当センターの事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援している全ての国立大学附属病院について、広く広報活動を行った。	理事長に報告するとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知しており、平成 27 年度において問題等はなかった。 ・会計監査人の監査の結果については理事長に報告を行い、問題や課題があった場合は適宜対応を行っている。 ・内部監査については、監査結果を理事長に報告するとともにグループウェアに掲載し、全役職員に周知しており、平成 27 年度において問題等はなかった。 また、すべての決裁文書について確認を行う日常監査を実施しており、業務の適正かつ効率的な執行が図られている。	している。 ・内部監査のテーマは、センターの重要な業務である施設費貸付事業・交付事業をはじめ、諸手当・備品等の確認等、法人業務全般を含み、適切である。監査の結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知し、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行う体制を構築している。また、すべての決裁文書について確認を行う日常監査を実施しており、業務の適正かつ効率的な執行が図られている。 ・監事監査については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全職員に周知をしていることは、組織の情報透明性を図っている。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ ・業務フローの作成、及び見える化は重要であり、評価できる。また、業務フローを活用した、重要業務に重点的に人員配置や事務の効率化が望まれる。
--	--	---	--	---	---	---

				○ リスク管理 センターでは、リスクをミッション遂行の障害となる要因と位置付け、法人運営上の課題やリスクが認識された場合、ただちに理事長に対し報告を行い、理事長、理事、部長、所管課長等に対応について検討し、対処した。 なお、具体例は以下のとおり。 ① 理事長の下、役員（監事を除く）、課長以上の職員で構成する「独立行政法人国立大学財務・経営センターリスク管理委員会」を平成 26 年 4 月に設置し、リスク管理にかかる取組の体制をしいた。 ② 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターを統合し、中期目標管理型の法人とする。」とされたことを踏まえ、理事長の下、「戦略会議」において、センターの事業が法人統合の前後を通して円滑に実施できるよう、進捗状況について定期的に確認を行った。 ③ 東日本大震災の際に帰宅困難者が発生したことを踏まえ、保存食等の非常用備蓄用品を確保する等の措置を行った。 ④ 平成 26 年度期末監査における指摘を踏まえ、施設費貸付事業で使用しているシステム関連について、データバックアップを遠隔地保管とすることに関し、平成 28 年度の運用に向けて検討を行った。 ○ 内部監査 内部監査による監査の結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知するとともに、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行う体制を構築した。 なお、平成 27 年度において問題等はなかった。		
--	--	--	--	---	--	--

				○ 内部監査の実施状況 内部監査室において、平成 27 年 4 月に「平成 27 年度内部監査計画」を作成し、本計画に基づき、これまでに以下のとおり定期監査を実施した。 ・ 諸手当の現況確認 9 月 25 日 ・ 備品の現況確認 11 月 6 日 ・ 運営費交付金 11 月 13 日 ・ 施設費貸付・交付事業 11 月 20 日 ・ 法人文書管理状況 11 月 24 日 また、上記のほか、業務全般に対し、業務の適正かつ効率的な執行に資するため、すべての決裁文書について確認を行うなどの日常監査を実施した。 ○ 監事監査 平成 27 年 6 月に平成 26 年度期末監事監査を実施し、「平成 26 年度年度計画の進捗状況」、「内部統制の状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「給与水準の状況」、「財務諸表、決算報告書、事業報告書並びに業務執行」について監査を実施した。 また、平成 27 年 12 月に平成 27 年度期中監事監査を実施し、「期中における平成 27 年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「内部統制の状況」、「情報開示の状況」及び「法人文書の管理状況」について監査を実施した。 監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知した。 なお、平成 27 年度において問題等はなかった。 ○ 内部統制の状況把握・課題への対応 内部監査、監事監査及び会計監査人による監査の結果については、いずれも理事長に報告を行い、監査の際に問題や課題を認		
--	--	--	--	--	--	--

				識した場合は、適宜対応を行う体制を構築した。 なお、平成 27 年度において、内部統制に係る問題等はなかった。 ○ 中期目標・中期計画を達成するための計画の設定 中期目標・中期計画を達成するため、毎年度、年度計画を作成した。 また、当センターのウェブサイトにて中期目標等を掲載し、外部に当センターのミッション等を発信するとともに全役職員に周知しており、全役職員が閲覧することにより、全役職員が法人のミッションを意識しつつ、業務を遂行した。 ○ 上記計画の実施状況・結果のモニタリング 年度計画の事項ごとの業務実績については、6 月（期末監事監査、運営評議会）、12 月（期中監事監査）、3 月（運営評議会）に報告書を作成し、適切にモニタリングを行っており、結果については、理事長に報告した。 また、モニタリングの際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行う体制を構築した。 なお、平成 27 年度において問題等はなかった。 ○ 法人文書管理 平成 23 年度の公文書管理法施行に伴い、平成 27 年度は、以下のとおり、法人文書管理に係る点検及び監査を実施した。 なお、平成 27 年度において問題等はなかった。 ・内部監査（11 月 24 日） ・期中監事監査（12 月 17 日） ○ 規則等の見直し 独立行政法人通則法の改正に伴い、独立		
--	--	--	--	--	--	--

					行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備が必要となることから、平成 27 年 3 月及び 9 月に関係規則の制定・改正を行った。 また、国からの要請に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に準拠し、平成 28 年 2 月に役員給与規則及び職員給与規則の必要な改正を行った。 このほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律や他機関で発生した情報漏えい事案に伴い改正された総務省指針に基づき、個人情報管理規則の必要な改正を行う等、適宜、必要な規則等の見直しを実施した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
2－5	5 客観的な評価・分析の実施及び決算情報・セグメント情報の公表の充実			
当該項目の 重要度、難易度	—		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報)
	関連会議の実施回数	年度計画値	—	—	—	—				
		実績値	—	2 回	2 回	1 回				国立大学財務・経営支援懇談会
		削減率	—	—	—	—				
		達成度	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	Ⅱ 業務運営の効率化等に関する事項 4 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 5 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 5 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 国立大学関係者から意見を集積するための関連会議の実施回数 センターウェブサイトでの財務諸表や財務に関する情報の公開状況 ＜評価の視点＞ 外部からの客観的な意見・評価結果等を事業に生かしているか センターの財務情報	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P19～20	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P11～12	評価 B ＜評価に至った理由＞ ・「国立大学財務・経営支援懇談会」を開催し、現在のセンターを取り巻く状況及び統合後の新法人で実施する今後の事業展開に対する検討状況、課題等について議論を行い、集積した意見を今後のセンター事業の展開について活かすよう努めている。 ・決算情報として、財務諸表のほか財務に関する情報をウェブサイトに掲載するなど、財務内容等の一層の透明性の確保及び公表情報の充実が図られている。 ・文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、東京大学生産技術研究所跡地の売却を順調に進め、平成 25 年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。また、業務運営に関しては、法人のミッションの周知、外部への発信を行っ
					＜主要な業務実績＞ （１）客観的な評価・分析の実施及びその結果の業務運営の効率化等への反映 ○ 国立大学財務・経営支援懇談会 当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を 10 月 13 日に開催した。 なお、平成 27 年度は、大学評価・学位授与機構との統合に向けた動き及び国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等についての検討状況等について議論がなされた。（再掲） ○ 文部科学大臣及び独立行政法人評価委員会による評価結果への対応	＜評価と根拠＞ 評価：B ・現在のセンターを取り巻く状況及び統合後の新法人で実施する今後の事業展開に対する検討状況、課題等について、「国立大学財務・経営支援懇談会」において議論がなされ、意見を集積し、今後のセンターの事業展開に生かすよう努めている。 ・文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえた対応については、事業計画に関する事項として、東京大学生産技術研究所跡地については、順調に売却が進んでおり、平成 25 年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。 業務運営に関する事項として、連絡会	

				を適切に公開しているか 文部科学大臣及び過去の文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、以下の対応を行った。 ① 事業計画に関する事項 東京大学生産技術研究所跡地の売却は順調に進んでおり、売却完了時期については相手方である独立行政法人国立美術館の予算額等に左右されるところであるが、平成 32 年度に完了する見込みである。 また、平成 25 年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置付けられており、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが本趣旨に沿い事業実施計画を作成し、市及び大学に提出。平成 26 年 7 月、市及び大学はこれを承認し、当センターも不動産売買契約書に基づき、同日付でこれを承認したところであるが、建設費の高騰や労務不足の影響による事業スケジュールの変更等について事業者より申し出があり、平成 27 年 6 月 30 日、市及び大学はこれを承認し、当センターも不動産売買契約書に基づき、同日付でこれを承認した。 ② 業務運営に関する事項 連絡会議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底した。 また、平成 27 年度には、業務に関して、役員等による講話を 1 回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させた。 これらのほか、平成 25 年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、「理事長のページ」を作成し、当セ	議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、理事長と個々の職員との対話やウェブサイトへの「理事長のページ」の掲載などを通じ、法人のミッションの周知、外部への発信を行っている。 ・決算情報として、財務諸表のほか財務に関する情報をウェブサイトに掲載するなど、財務内容等の一層の透明性の確保及び公表情報の充実が図られている。	ている。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。
--	--	--	--	---	--	---

				ンターのウェブサイトに掲載しており、外部に当センターのミッション等を発信するとともに、当センターの全役職員が閲覧することで法人のミッションの共有化を図った（これまでに 13 号既刊）（再掲） このほか、引き続き、文部科学省監修のもと、国立大学附属病院の現状等を収集した「大学病院の現状」を平成 28 年 2 月に製作・発行し、当センターの事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援している全ての国立大学附属病院について、広く広報活動を行った。（再掲） ③ その他 上記、当センターのウェブサイト内に作成した「理事長のページ」において、センターの事業の重要性及び成果について発信するとともに、今後のセンターの将来展望について広く広報活動を行った。 （２）決算情報、セグメント情報の公表の充実等 決算情報として、財務諸表のほか財務に関する情報を当センターのウェブサイトに掲載するなど、財務内容等の一層の透明性の確保及び公表情報の充実を図った。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
2－6	6 経費の削減状況			
当該項目の 重要度、難易度	—		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報)
一般管理費の削減率	年度計画値	前年度より 3%以上の削減	—	169, 063 千円	162, 651 千円				
	実績値	—	170, 310 千円	169, 063 千円	162, 651 千円				
	削減率	—	—	△0. 7%	△3. 8%				
	達成度	—	—	—	—				
その他の事業費の削減率	年度計画値	前年度より 1%以上の削減	—	139, 176 千円	140, 056 千円				
	実績値	—	125, 133 千円	139, 176 千円	140, 056 千円				
	削減率	—	—	11. 2%	0. 6%				
	達成度	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評定	B
Ⅱ 業務運営の効率化等に関する事項 5 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の見直し、効率化を進める。一般管理費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上を削減するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）につい	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 6 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上の	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 6 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、３％以上の削減目標を達成するほか、その他の事	＜主な定量的指標＞ 一般管理費及びその他の事業費の削減率 ＜その他の指標＞ 業務効率化の取組状況 ＜評価の視点＞ 既存事業の見直し、効率化を図ることで経費の削減が図られているか	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P20	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P13～14	＜評定に至った理由＞ ・平成 27 年度計画の予算は、一般管理費の削減目標において、前年度より３％、その他の事業費は１％の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について、平成 27 年度は一般管理費における人件費 11％削減に努めるなど、適正に執行している。 ・統合準備のためのシステム整備及び既存の「債権・債務管理システム」のＯＳサポート終了等に伴う新たなシステムの開発・整備等を行ったことにより、一般管理費及び事業費のうち、物件費の執行額が増加しているものの、人件費は削減されており、効率化は引き続きなされている。		
				＜主要な業務実績＞ （１）運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況 文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算には、毎年、一般管理費は３％、その他の事業費は１％の効率化が盛り込まれている。 執行に関して、一般管理費については、対前年度比で人件費が11％削減されたが、物件費が約 41％増加したため、全体で約 12％増加した。物件費の増加理由は、統合準備のためのシステム整備等を行ったことが主な要因である。 事業費については、対前年度比で人件費	＜評定と根拠＞ 評定：B ・年度計画の予算には、一般管理費は３％、その他の事業費は１％の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行している。 ・統合準備のためのシステム整備及び既存の「債権・債務管理システム」のＯＳサポート終了等に伴う新たなシステムの開発・整備等を行ったことにより、一般管理費及び事業費のうち、物件費の執行額が増加しているが、人件費は削減されており、効率化は引き続きなされている。			

	て、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。なお、毎年の運営費交付金の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。	業費（退職手当を除く。）について、１％以上の業務の効率化を図る。	が約 10%削減されたが、物件費が対前年度比で約 133%増加したため、全体で約 23%増加した。物件費の増加理由は、既存の「債権・債務管理システム」のOSサポート終了等に伴い新たなシステムを開発・整備したことが主な要因である。 ○ 一般管理費及び事業費（退職手当を除く）の効率化の状況 ・ 節電計画の策定 地球温暖化防止及び節電の取組の重要性を考慮し、平成 27 年度も、自主的に夏期節電計画（５月１日から 10 月 31 日）及び冬期節電計画（12 月 1 日から 3 月 31 日）を定め、節電及び経費の削減・効率化を図った。 なお、夏期節電計画の実施期間中における電気使用量については、対前年度比 405KW 増であったが、燃料価格の下落により、使用料は対前年度比 107 千円減となった。また、冬期節電計画においては、使用電力は対前年度同期比 1,731KW (4.1%) 減、使用料は対前年度同期比 175 千円減となった。（再掲） ・ 本部固定資産使用料の削減 千葉本部については、放送大学学園から賃借しているが、利用実態等を踏まえた効率化の観点から賃借面積を減少させたことにより、使用料は対前年度比 542 千円減の 565 千円となった。なお、千葉本部の施設は、平成 27 年度末をもって廃止した。 ・ 複写機の保守契約の見直し 従来、経費抑制の観点からスポット契約を行ってきたが、統合準備や「病院の財務・経営分析WG」等の業務が増加したことに伴い複写機の使用頻度が増加し、プリンタートナーの購入量が増えたため、平成 28 年 2 月より月締めの保守契約を締結した。これにより、2 月から 3 月までの複写機保守料は、一般管理費については対前年度 366 千円、業務費については対前年度	・ 千葉本部については、利用実態等を踏まえた効率化の観点から賃借面積を減少させ、使用料の削減に努めた。なお、千葉本部の施設は、平成 27 年度末をもって廃止している。 ・ 平成 28 年 2 月より複写機の保守契約の見直しを実施し、経費抑制に努めている。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	---	---	--	---

					229 千円それぞれ削減された。 （２）業務効率化の具体的成果の公表 平成 27 年度の各経費の効率化の具体的成果については、平成 28 年 6 月に業務実績報告書本編及び資料編に掲載し、大学改革支援・学位授与機構のウェブサイトで公表を行っている。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－7	7 随意契約の適正化等の推進		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報)
	—	年度計画値	—	—	—	—				
		実績値	—	—	—	—				
		削減率	—	—	—	—				
		達成度	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	Ⅱ 業務運営の効率化等に関する事項 6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」に沿って、随意契約の適正化等を推進する。	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 7 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」に沿って、随意契約の適正化等を推進する。	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 7 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」に沿って、随意契約の適正化等を推進する。	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ 契約の適正化 ＜評価の視点＞ 契約事務の適正な執行、特に随意契約の適正化が図られているか	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P21～22	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績に対する自己評価書 P15～17	＜評価に至った理由＞ ・ 契約に係る規程類について適切に整備、運用されており、契約業務に係るプロセスは適切に実施されている。	
					（１）契約に係る規則等の整備及び運用状況 当センターでは、契約に係る規則として、国の基準に準じた「契約事務取扱規則」等を整備しており、当該規則等に基づき適切に運用した。 なお、契約に係る審査体制、執行体制及び契約監視委員会におけるフォローアップ体制を以下のとおり整備した。 （２）審査体制の整備方針 契約に係る審査体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施した。また、平成 21 年度から契約監視委員会において、随意契約見直し計画の進捗状況等のフォローアップ、競争性のない随意契約及び一者応札となった案件の事後審査等を行った。	＜評価と根拠＞ 評価： B ・ 契約に係る審査体制・執行体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施しており、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告する体制を構築しているが、平成 27 年度において問題等はなく適切に対応している。 ・ 「平成 27 年度独立行政法人国立大学財務・経営センター調達等合理化計画」を策定し、当該計画に沿って調達を行っている。 ・ 平成 27 年度における競争性のない随意契約は該当がなく、平成 27 年度のすべての案件において十分な公告期間の確保や競争参加者の積極的な発掘、ウェブサイトにおける調達予定情報等の提供を実施し、競争性の確保に努めている。	・ 契約に係る審査体制・執行体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックが実施され、契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切に実施されている。	

				（３）契約事務における執行体制及び一連のプロセス、執行・審査の担当者の相互のけん制 契約事務に係る執行体制については、「所管課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定した。 また、上記プロセスにおいて、課長の決裁終了後、内部監査室への合議を行い事前審査を実施し、不備等があれば所管課等への修正を依頼した。 さらに、監事監査において事後チェックを行い、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告する体制を構築した。 なお、平成 27 年度において問題等はなかった。 （４）整備された体制の実効性確保 上述のとおり、内部監査室の事前審査においては所管課への修正依頼により、また、監事監査による事後チェックにおいては理事長への監査結果の報告によって、チェック体制の実効性を確保した。 （５）「随意契約見直し計画」の進捗状況 ○ 随意契約見直し計画 随意契約見直し計画（平成 22 年 4 月）を策定し、引き続き、ウェブサイト公表した。 ○ 競争性のない随意契約 平成 27 年度における競争性のない随意契約については、該当はなかった。 ○ 一者応札における応札条件、応札者の範囲拡大のための取組 平成 21 年度に策定した改善方策を踏まえ、平成 27 年度のすべての案件において十分な公告期間の確保や競争参加者の積極的な発掘、ウェブサイトにおける調達予定情報等の提供を実施し、競争性の確保に努めた。その結果、一般競争入札または企	た結果、問題等はなく、適切に対応している。	その結果、一般競争入札または企画競争入札で契約したものうち、一者応札・一者応募であった案件は 2 件であるが、真にやむを得ないものと言える。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	--	--	--	------------------------------	---

					画競争入札で契約したもののうち、一者応札・一者応募であった案件は、「「債権・債務管理システム」の開発一式」及び「学術総合センター10 階会議室 AV 設備一式」の2件であった。 「債権・債務管理システム」については、財投機関固有のもので汎用性がないことや開発にコストがかかることが一者応札となった要因として考えられる一方、「学術総合センター10 階会議室 AV 設備」については、公告期間の確保等、センターとして出来得る限りの努力を行ったが、結果として一者応札となった。 （6）「調達等合理化計画」の策定 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年5月25 日総務大臣決定）に基づき、平成 27 年7月22 日付けで「平成 27 年度独立行政法人国立大学財務・経営センター調達等合理化計画」を策定し、ウェブサイトで公表した。 なお、当該計画に沿って行った調達の結果は以下のとおりである。 ○ 本部固定資産使用料の削減 千葉本部については、放送大学学園から賃借しているが、利用実態等を踏まえた効率化の観点から賃借面積を減少させたことにより、使用料は対前年度比 542 千円減の 565 千円となった。なお、千葉本部の施設は、平成 27 年度末をもって廃止した。 （再掲） ○ 競争契約全体に占める一者応札・応募数の割合の削減 平成 27 年度のすべての案件において十分な公告期間の確保や競争参加者の積極的な発掘、ウェブサイトにおける調達予定情報等の提供を実施し、競争性の確保に努めた。その結果、一般競争入札または企画競争入札で契約したもののうち、一者応札・一者応募であった案件「債権・債務管	
--	--	--	--	--	---	--

				理システム」の開発一式」及び「学術総合センター10 階会議室 AV 設備一式」の2件であった。 「債権・債務管理システム」については、財投機関固有のもので汎用性がないことや開発にコストがかかることが一者応札となった要因として考えられる一方、「学術総合センター10 階会議室 AV 設備」については、公告期間の確保等、センターとして出来得る限りの努力を行ったが結果として一者応札となった。（再掲） ○ 障害者就労施設等への優先調達 平成 26 年度における障害者就労施設等からの調達は1件（3 千円）だったところ、平成 27 年度においては2件（28 千円）と調達の推進を図った。 （7）契約監視委員会の設置・審議状況 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえ、平成 22 年度から当該委員会を設置し、当年度の契約締結（予定含む）案件及び次年度の契約見込案件に係る契約の点検並びに随意契約等見直し計画及び調達等合理化計画について審議を行った。 平成 28 年 3 月に平成 27 年度末までに契約締結した案件及び平成 28 年度の契約見込案件に係る契約の点検及び随意契約等見直し計画について審議を行った結果、問題等はなかった。 （8）独立行政法人の契約に係る情報の公表等 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、一般競争入札公告にて、契約業者等に当センター役員経験者等が再就職している場合等はそれを公表することとしているが、平成 27 年度においては該当がなかった。 また、公益法人等への会費の支出につい	
--	--	--	--	--	--

					ても、「独立行政法人が支出する会費の見直し」（平成 24 年 3 月 23 日行政改革実行本部決定）に基づき公表することとしているが、平成 27 年度においては該当がなかった。 （9）契約における再委託の状況の把握 再委託に関しては、「契約事務取扱規則」に一括再委託の禁止、再委託に係る承認等の必要な規定を設け、これに基づき契約の締結を行うこととしている。 なお、平成 27 年度において本規則に該当する再委託契約の実績はなかった。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
2－8	8 独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合			
当該項目の 重要度、難易度	—		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報)
	両法人での統合にかかる検討実施回数	年度計画値	—	—	—	—				
		実績値	—	—	22 回	9 回				
		削減率	—	—	—	—				
		達成度	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅱ 業務運営の効率化等に関する事項 7 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 8 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）により、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。	Ⅰ 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 8 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、我が国の高等教育の質の向上や国際通用性の確保に資する法人となるよう、統合後の法人の在り方、組織体制、予算、システム統合等について具体的に検討を行う。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 両法人での統合にかかる検討実施回数 ＜評価の視点＞ 統合に向け両法人で具体的な検討を進めたか	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成27年度業務実績報告書P23	＜自己評価書参照箇所＞ 平成27年度業務実績に対する自己評価書P18	評定	B
					＜主要な業務実績＞ （1）統合に向けた検討及び作業 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、統合に向けた検討の場として、大学評価・学位授与機構との間に「法人統合協議会」等を設置し、統合後の法人の在り方や組織体制、予算、システム統合等について延べ31回検討を行った。 「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成26年8月29日行政改革推進本部決定）において、統合時期が平成28年4月とされ、また、国会の審議を経て、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成27年法律第27号）が成立し、平成	＜評定と根拠＞ 評定：B ・大学評価・学位授与機構との統合時期が決まり、「法人統合協議会」等を通じ、統合後の法人の在り方や組織体制、予算、システム統合等について検討を進めつつ、着実に作業を進めた。 ・統合を記念し、これまでのセンターの実績を振り返るとともに、今後の国立大学法人の財務・経営改革にかかる検討に資するため、国立大学財務・経営センターシンポジウムを開催し、文部科学省、国立大学法人及び関係機関等から多数の参加があった。	＜評定に至った理由＞ ・大学評価・学位授与機構との統合時期が決まり、「法人統合協議会」等を通じ、統合後の法人の在り方や組織体制、予算、システム統合等について検討を進めつつ、着実に作業を進めている。 ・統合を記念し、国立大学財務・経営センターシンポジウムを開催し、これまでのセンターの実績を振り返るとともに、今後の国立大学法人の財務・経営改革にかかる検討を行っている。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	

					27 年 5 月 27 日に公布されたことを踏まえ、4 月の統合に向けて着実に作業を進めた。 (2) 国立大学財務・経営センターシンポジウムの開催 平成 28 年 4 月に大学評価・学位授与機構と統合し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がスタートすることを記念し、平成 4 年の国立学校財務センター設置からこれまでのセンターの実績を振り返るとともに、今後の国立大学法人の財務・経営改革にかかる検討に資するため、国立大学財務・経営センターシンポジウムを平成 28 年 2 月 23 日に開催し、文部科学省、国立大学法人及び関係機関等からおおよそ 250 名の参加があった。(再掲)		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
3－1	人件費の削減			
当該項目の 重要度、難易度	－		関連する政策評価・ 行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報)
	事務職員の給与水準にかかる対国家公務員指数	年度計画値	—	—	—	—				
		実績値	—	106.3	109.1	107.8				地域を勘案した指数：97.2（26 年度：95.8、25 年度：94.0）
		削減率	—	—	—	—				
		達成度	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 2 管理業務の削減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の削減を図ること。 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする。 なお、給与水準については、国家公務	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 4 人件費の削減 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。 なお、給与水準については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年11月15日閣議決定）に基づき、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともにその検証	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 4 人件費の削減 平成 27 年度の常勤役職員に係る人件費について削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、政	＜主な定量的指標＞ 事務職員の給与水準にか かる対国家公務員指数 ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 総人件費について必要な見直しを行いつつ削減がなされているか	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P32	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績に対する自己評価書 P30	評価	B
					＜主要な業務実績＞ ① 給与規則等の見直し 国からの要請に基づき、平成 28 年 1 月 26 日付け一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準拠し、「職員給与規則」の必要な改正を行った。 ② 事務職員の給与水準 平成 27 年度の事務職員の給与水準については、対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）は 107.8 となった。 これは、当センターの所在地が地域手当の支給地であることが主な要因であり、地域を勘案した指数は 97.2 となり、国家公務員よりも低い水準である。	＜評価と根拠＞ 評価：B ・国家公務員に準じ、「職員給与規則」の必要な改正を行った。 ・一般管理費については、前年度比 11%、事業費については、約 10%人件費が削減された。 ・事務職員の給与水準については、対国家公務員指数（法人基準年齢階層ラスパイレス指数）は 107.8 であるが、地域を勘案した指数は 97.2 となり、国家公務員よりも低い水準である。		

	員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	結果や取組状況を公表する。	府の方針を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。 なお、給与水準については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成25年11月15日閣議決定）に基づき、国家公務員に準じた当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。		③ レクリエーション経費、国とは異なる諸手当の状況 レクリエーション経費及び国とは異なる諸手当について、該当はない。 ④ 法定外福利費の状況 法定外福利費については、下記の支出実績があった。 ・健康診断費 244 千円 ・役員普通傷害保険料 405 千円 ・職員労災保険（法定外補償） 56 千円		
--	--	----------------------	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－2	短期借入金の借入状況		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報)
	—	年度計画値	—	—	—	—				
		実績値	—	—	—	—				
		削減率	—	—	—	—				
		達成度	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 2 管理業務の削減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の削減を図ること。 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十	Ⅳ 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 83 億円とする。 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。	Ⅳ 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 83 億円とする。 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）等が生じた場合に対応するため。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P32	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績に対する自己評価書 P31	評価	－
					＜主要な業務実績＞ 平成 27 年度において、実績はなかった。	＜評価と根拠＞ 評価：－	＜評価に至った理由＞ ・実績がないため、評価を行わない。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

	分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。						
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供した実績		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報)
	—	年度計画値	—	—	—	—				
		実績値	—	—	—	—				
		削減率	—	—	—	—				
		達成度	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十	Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 予定なし。	Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 予定なし。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P32	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P32	評価	－
					＜主要な業務実績＞ 平成 27 年度において、実績はなかった。	＜評価と根拠＞ 評価：－	＜評価に至った理由＞ ・実績がないため、評価を行わない。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

	分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。						
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－4	剰余金の使用実績		
当該項目の 重要度、難易度	—	関連する政策評価・ 行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報)
	—	年度計画値	—	—	—	—				
		実績値	—	—	—	—				
		削減率	—	—	—	—				
		達成度	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする。 なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十	Ⅵ 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、施設費貸付事業等の業務の改善・質の向上に充てる。	Ⅵ 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した際の使途は、年度計画の達成状況を見つづ、施設費貸付事業等の改善・質の向上に資する業務に充てることとする。	＜主な定量的指標＞ 特になし ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 特になし	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P32	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 26 年度業務実績に対する自己評価書 P33	評価	－
					＜主要な業務実績＞ 平成 27 年度において、実績はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定：－	＜評定に至った理由＞ ・実績がないため、評価を行わない。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

	分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。						
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
4	人事に関する計画の策定・実施状況等								
当該項目の 重要度、難易度	—					関連する政策評価・ 行政事業レビュー		—	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	前中期目標期間最終年度値	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	(参考情報)
常勤職員数	年度計画値	—	—	19 人	19 人				
	実績値	—	16 人	18 人	16 人				
	削減率	—	—	—	—				
	達成度	—	—	—	—				
研修への職員の参加人数	年度計画値	年間伸び 50 人以上の参加	—	延べ 50 人以上	延べ 50 人以上				
	実績値	—	—	延べ 75 人	延べ 104 人				
	削減率	—	—	150%	208%				
	達成度	—	—	—	—				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
V その他業務運 営に関する重要事 項 国立大学法人等 と密接な連携を図 りつつ、円滑な業務 の推進に努める。	VII その他主務省 令で定める業務運 営に関する事項 1 人事に関する 計画 （1）方針 ① 限られた人員 での効率的・効果的 な業務の遂行を実 現するため、業務量 の変動に応じた柔 軟な組織体制を構 築するとともに、人 事交流により質の 高い人材の確保を 図り、職員の計画的	VII その他主務省 令で定める業務運 営に関する事項 1 人事に関する 計画 （1）方針 ① 限られた人員 での効率的・効果的 な業務の遂行を実 現するため、業務量 の変動に応じた柔 軟な組織体制を構 築するとともに、人 事交流により質の 高い人材の確保を 図り、職員の計画的	VII その他主務省 令で定める業務運 営に関する事項 1 人事に関する 計画 （1）方針 ① 限られた人員 での効率的・効果的 な業務の遂行を実 現するため、業務量 の変動に応じた柔 軟な組織体制を構 築するとともに、人 事交流により質の 高い人材の確保を 図り、職員の計画的	＜主な定量的指標＞ 常勤職員数 職員の専門性の強化 等に資する研修への 職員の参加人数 ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞ 常勤職員数の抑制を 図りつつ人事交流等 を通じ事業実施に必 要な職員を配置でき	＜実績報告書等参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績報告書 P33	＜自己評価書参照箇所＞ 平成 27 年度業務実績に対する自己評価書 P34～35	評価	B	＜評価に至った理由＞ ・国立大学法人からの人事交流などにより、質 の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適 正な配置を行っている。 ・平成 26 年度に策定した「職員の今後の人事の 在り方について」に基づき、平成 27 年度は金融 業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有 する研修に 38 件延べ 104 名の職員が参加してお り、職員の専門性の強化や意識改革が図られて いる。 ・常勤職員数については、事業実施に必要な人 員を確保しつつ、期初の職員数 19 人を上回らな いよう抑制を図っており、確実に業務を実施し
					＜主要な業務実績＞ ① 人事管理の方針 平成 27 年度は、総務部長 1 名、審議役 1 名、総務課 6 名、施設助成課 8 名の計 16 名（対前年度比 2 名減、文部科学省行 政実務研修生及び育休職員を除く）の体制 で各事業を実施した。 人事交流については、当センターの業務 が国立大学法人等全体に関わるものであ ることから、例えば、国立大学法人からの 交流者にとっては、当センターでの職務で 幅広い知識や情報が得られることにより、 専門性の向上が図られ、また、当センター	＜評価と根拠＞ 評価：B ・人事交流について、国立大学法人からの 交流者にとっては、当センターでの職務で 幅広い知識や情報が得られることにより、 専門性の向上が図られ、また、当センター にとっては、交流者の文部科学省での経験 が業務強化につながるなど、人事交流を行 う組織や個々の職員にとってメリットの ある交流を実施している。 ・平成 27 年度は金融業務、病院業務、施 設関係業務等の専門性を有する研修に 38			

		かつ適正な配置を行う。 ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図るため、金融業務関係研修をはじめとする各種研修へ年間延べ 50 名以上の職員を参加させる。 (2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制を図る。 (参考 1) ① 期初の常勤職員数 19 人 ② 期末の常勤職員数見込み 19 人 (参考 2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 782 百万円 ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。	かつ適正な配置を行う。 ② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。 ③ 金融業務関係など、高度な専門知識を持った人材を計画的に育成するため、センター職員の今後の人事の在り方について基本的な方針を策定し、それに基づき、年間延べ 50 名以上の職員を各種研修に参加させる。 (2) 人員に係る指標 常勤職員数については、抑制を図る。 (参考 1) 平成 27 年度の常勤職員数 19 人 (参考 2) 平成 27 年度の人件費総額見込み 159 百万円 ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。	ているか 職員が各種研修へ参加し、専門性の強化等が図られているか	にとっては、交流者の文部科学省での経験が業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施した。 ② 職員研修 平成 26 年度に策定した「職員の今後の人事の在り方について」に基づき、可能な限り研修等に参加させ、平成 27 年度は、金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に 38 件延べ 104 名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革を図った。 また、職員が各自の業務について要点をまとめプレゼンテーションを行うことにより、互いの業務内容について理解を深めつつ、業務で必要となるコミュニケーション能力の向上を図るための自己研鑽研修を実施した。 さらに、業務に関し、役員による講話を 1 回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させた。(再掲)	件延べ 104 名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革が図られている。 ・常勤職員数については、事業実施に必要な人員を確保しつつ、期初の職員数 19 人を上回らないよう抑制を図っており、確実に業務を実施している。	ている。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。
--	--	---	--	--	---	---	---

4. その他参考情報
特になし